

第4回古平町議会定例会 第1号

令和2年12月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第49号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 5 議案第50号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第51号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第52号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第53号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第54号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第55号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
- 11 議案第56号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第57号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第58号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 14 議案第59号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 15 令和元年 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
陳情第4号
(総務文教常任委員長報告)
- 16 令和元年 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
陳情第6号
(総務文教常任委員長報告)
- 17 令和元年 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
陳情第11号
(総務文教常任委員長報告)
- 18 令和元年 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
陳情第12号
(総務文教常任委員長報告)
- 19 令和2年 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書
陳情第2号
(総務文教常任委員長報告)

- 20 令和2年 「農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書」(案)
陳情第3号 の採択を求める陳情書
(産業建設常任委員長報告)
- 21 令和2年 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
陳情第8号 (総務文教常任委員長報告)
- 22 令和2年 種苗法「改定」に関する意見書案採択について
陳情第9号 (産業建設常任委員長報告)
- 23 令和2年 「北海道への核のごみ持ち込みに反対する意見書」(案) 採択を求める
陳情第10号 陳情書
(総務文教常任委員長報告)
- 24 一般質問
- 25 意見案第5号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書
- 26 意見案第6号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書

○追加議事日程

- 1 意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 2 意見案第8号 北海道への核のごみ持ち込みに反対する意見書
- 3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 5 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員(10名)

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君
	2番	逢	見	輝	3番	真	貝	政	昭
	4番	寶	福	勝	5番	梅	野	史	朗
	6番	高	野	俊	7番	岩	間	修	身
	8番	山	口	明	9番	工	藤	澄	男
				生					君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副	町	佐	藤	昌	紀	君
教	育	石	川	忠	博	君
総	務	松	尾	貴	光	君
総	務	佐	藤		亘	君
町	民	五	十	嵐	満	美
保	健	和	泉	康	子	君
産	業	細	川	正	善	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	白	岩		豊	君
教	育	本	間	克	昭	君
総	務	人	見	完	至	君
財	政	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時54分

○議会事務局長（三浦史洋君） 本日、会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和2年第4回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番、岩間議員、8番、山口議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る12月11日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をしていただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） おはようございます。それでは、私のほうから去る12月11日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日15日から12月16日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。

次に、日程第15から日程第23までは、委員会に付託をして審査してきた陳情9件でございますが、このたび各委員長から審査報告が提出されたのを受け、本会議で採決します。本会議で決定の上、必要なものは本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

また、一般質問は、一問一答方式で、質問回数は1件3回までとします。

また、2件上がっております議員提出議案でございますが、意見案第5号及び第6号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月15日から12月16日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月15日から12月16日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月現金出納検査報告、令和元年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和2年第4回古平町議会定例会の開会に当たり、前回以降の主立った事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

最初に、古平町総合指針についてでございますが、現在の第5次古平町総合計画は、平成23年3月に策定されたもので、令和3年3月で計画期間が終了します。総合計画は、地方自治法において策定が義務づけられていましたが、平成23年8月に義務づけが廃止されました。町では、次期総合計画自体の在り方を検討した結果、急速に進展する少子高齢化や人口減少、さらに新型コロナウイルス感染症対策など近年の社会経済情勢が目まぐるしく変化していること、町の事業を総花的に位置づけているため重要緊急な取組が見えづらく、実施に当たって財政上の担保が十分にできていないこと、多くの事業は経常的に継続して実施され、部門別に現在50以上の個別計画があり、これら計画的に事業を進めていることなどから、これまでの総合計画の仕組みを改め、今後のまちづくりの課題と基本的な取組の方向性を町民の皆様と共有するために古平町総合指針の素案を策定しました。総合指針素案では、少子高齢化や人口減少が急速に進展し、日本の社会や経済構造が大きく変わっていくと予想されている2040年を見据え、古平町を守り続けていくため長期的な視点で将来の変化や危機を想定し、持続可能なまちづくりの課題や取組を安心快適に暮らせるまち、生き生き健やかに暮らせるまち、人を育み人を生かすまち、産業の活気あふれるまち、変化負けない足腰の強いまちの5つの基本方針を設定し、整備しています。本件については、過日全員協議会及びふるび

ら未来創造会議で意見聴取したほか、今後町広報、ホームページでの情報共有やパブリックコメントの実施、町内会長会議などでの議論を踏まえ、令和2年度中に総合指針を策定いたします。

次に、町立診療所海のまちクリニックについてでございます。現在社会福祉法人北海道社会事業協会の協力を得て、一次医療の提供を目的に運営を行っています。今後新たに社会医療法人交雄会メディカル記念塔病院から医師の派遣を受け、令和3年2月から週1回の医師派遣、令和3年4月からは週2回の医師派遣を受けることとし、協議が調いましたので、受入れ準備を開始することとなりました。これにより土日、休日を除く全ての曜日が診療日となり、これまで以上に町と北海道社会事業協会及び記念塔病院の連携により診療体制のさらなる充実、診療時間の拡充を図ることが可能となりました。安定的な一次医療の提供や二次医療への円滑な引継ぎ体制が強化されることと期待しています。また、常勤医師の確保についても介護医療院の開設に向け、関係機関と連携を図りながら積極的に医師の面談を行うなど、本町のニーズに合った医師の確保に最大限の力で当たっているところであります。

次に、灯油購入等助成、コロナ灯油事業についてでございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、低所得者に対する冬期間の生活支援、経済的負担の軽減を目的に対象世帯を町民税所得割非課税世帯とし、年齢などの制限を設けず、これまでの福祉灯油以上に対象者を拡大し、灯油購入等助成事業を実施しています。助成額は、11月1日現在の町内6事業者の平均小売単価掛ける100リットル分、それを端数を切り上げ1世帯当たり8,000円とし、助成券による交付をすることといたしました。対象者世帯は約500世帯を見込んでおります。12月11日現在228世帯から申請があり、内容の確認後速やかに助成券を発送することとしています。

次に、地域津波防災訓練についてでございます。10月31日に内閣府、北海道、古平町の共催で町内全域を対象とする地震津波訓練を実施いたしました。訓練内容は、新型コロナウイルス感染症流行下において留萌沖を震源とする震度5強の地震発生により大津波警報が発令されたとの想定の下、シェイクアウト訓練、津波避難訓練、避難所開設設置運営訓練、防災展示、講話、炊き出し訓練などを実施いたしました。コロナ禍にもかかわらず多くの町民の方や関係機関の方々に参加いただき、234名の参加となりました。町としては、津波の第1波が到達する最短の時間の18分以内に浸水想定区域外へ避難できることを確認できましたので、今後の津波避難計画の策定や津波緊急避難場所の見直しに結果を反映させたいと考えています。また、今回の訓練では、外国人実習生などの災害時要配慮者の方々にも多く参加いただきました。今回の防災訓練の結果を検証し、新型コロナウイルス感染症対策、地区防災計画の策定など、防災対策の向上に引き続き取り組んでまいります。

次に、ヒグマの捕獲についてでございますが、5月に出戸ノ沢地区で発生したヒグマによる人身事故以降、町は猟友会と連携しながらヒグマ対策を進めてきたところでありますが、10月7日と同11日に事故現場近くに設置した箱わなでそれぞれ1頭を捕獲し、駆除したところです。5月の事故後に現場付近に残っていたふんからDNA分析を試みましたが、排出からふん採取までに一定時間が経過していたことなどから鑑定結果が得られず、今回捕獲したヒグマが事故を起こしたヒグマかどうかの判別には至りませんでした。なお、本町における11月末現在のヒグマ情報は、人身事故も含め目撃情報が9件、ふんや足跡の痕跡情報が12件と昨年の2倍となっており、2頭駆除した後も

依然として目撃情報等があるため、引き続き町民に対して適切な注意を呼びかけてまいります。

最後に、古平家族旅行村の指定管理の更新についてでございますが、古平家族旅行村はコロナウイルス感染拡大防止と付近で出没するヒグマの影響から今年度の営業を休止したところでありますが、令和3年3月末で指定管理者の指定期間が終了いたします。現時点では、ただいま述べたように依然としてヒグマの目撃情報等があり、利用客の安全性確保が懸念されることや仮に熊対策を施すためには多額の費用が必要となることから指定管理者の更新はせず、今後の対応策検討のためさらに1年間の休止を考えています。なお、今年度の休止に伴う指定管理者の損失については、補正予算を提案させていただいておりますので、上程の際にはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、会議などの開催状況及び先日の豪雨の状況などの事業概要については資料1に、各種工事委託業務の発注状況については資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご覧ください。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案5件、条例制定案1件、条例改正案3件、指定管理者の指定案件2件の合計11件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 令和2年第4回古平町議会定例会の開会に当たりまして、第3回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要につきまして教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育活動についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による学習の遅れなどを補うために6月から小学校に学習指導員を週3日間配置していることにつきましては、前回の定例会でご報告しております。これに加えまして、10月から道教委の事業による指導員を小学校に配置し、採点業務など教員のサポートを行っております。今後も3月まで学習支援を行い、基礎学力の定着に努めてまいります。

次に、教職員の人事協議についてでございます。11月17日に後志教育局長、次長、企画総務課長ほか人事担当職員が来町し、来年度に向けた教職員に関する人事協議を行いました。今後の主な予定は、次に記載のとおりでございます。

次に、道産黒毛和牛の学校給食提供についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で需要が落ち込む牛肉の消費拡大につなげるために、道が学校給食に道産牛肉を無償で提供する事業を活用しまして、11月25日に十勝産の黒毛和牛を使用したすき焼きを小中学校で提供いたしました。提供に当たっては、給食だよりや校内放送で道産牛肉の状況などにつきまして子供たちや保護者の皆様にお知らせしたところでございます。また、1月には道産水産物に係る同様の事業を活用しまして、ホッケザンギを提供する予定でございます。

次に、スポーツチャレンジ教室等についてでございます。道と共催で10月18日にロンドン、リオデジャネイロオリンピック日本代表の佐々木翔氏などを講師としまして、9時から小中学生対象の

バドミントン教室を、11時10分からは指導者や保護者を対象としたペアレンツスクールを開催いたしました。バドミントン教室には町内外の小中学生32名が参加し、実技指導を受けますとともに、ペアレンツスクールには指導者等20名が参加し、指導者の心構えなどについて学習していただきました。

次に、コミュニティ・スクールについてでございます。12月28日に古平町学校運営協議会の第2回会議を開催し、9名の委員によりふるびら学校応援団や学校が必要な支援について協議をいただきました。今後は、学校を支援するための人材の確保を進め、地域全体で古平の子供たちを育てる環境づくりを進めてまいります。

最後に、令和3年成人式についてでございます。令和3年成人式について令和3年1月開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症が全道的に拡大状況にありますことから、新成人、ご家族など皆様の健康と安全を最優先とし、延期することといたしました。延期の時期につきましては、新成人が参加しやすいよう令和3年8月のお盆頃を予定したいと考えております。開催日時等につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めましてご案内する予定でございます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては、資料1に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第49号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第49号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第49号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案の1ページ目をお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,688万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ目、3ページ目にお示ししております。

債務負担行為の補正として、第2条、債務負担行為の補正は、第2表、債務負担行為補正による。

4ページ目をお開きください。第2表、債務負担行為補正の項目といたしまして、古平町温泉保養センターの指定管理に関する債務負担行為を追加しております。

以上が議決事項でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の令和2年度古平町一般会計補正予算（第5号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ目、5ページ目をお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億871万5,000円に217万3,000円を追加し、7億1,088万8,000円とするものでございます。補正の内容は、国保会計及び後期高齢者医療特別会計への職員給与費繰出金の補正、元気プラザ屋根の修繕料の補正、障害者福祉システムの制度改正によるシステム改修の委託料の補正、古平福祉会に委託しております地域活動支援センターの新型コロナウイルス感染症に係る補助金の補正でございます。

2項児童福祉費7,035万7,000円に4万8,000円を追加し、7,040万5,000円とするものでございます。内容につきましては、児童手当の国庫負担金の精算返納金でございます。

5款農林水産業費、1項農業費1,027万4,000円に12万円を追加し、1,039万4,000円とするものでございます。国有地処分に要する事務費、消耗品の増でございます。

ページをめくりまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算1億8,896万4,000円に8,158万1,000円を追加し、2億7,054万5,000円とするものでございます。内容につきましては、温泉、パークゴルフ場、家族旅行村の新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填などの増による指定管理料の補正となっております。それと、ふるさと納税関係の経費の増額でございます。

7款土木費、4項都市計画費、既定の予算1億6,245万1,000円から48万6,000円を減額し、1億6,196万5,000円とするものでございます。下水道会計の職員給与費の補正でございます。

8款消防費、1項消防費、既定の予算1億7,507万3,000円に96万8,000円を追加し、1億7,604万1,000円とするものでございます。古平支署職員の職員給与費の精算による補正でございます。

次のページに移りまして、9款教育費、4項学校総合給食運営費、既定の予算2,115万2,000円に130万9,000円を追加し、2,246万1,000円とするものでございます。炊飯器の老朽更新でございます。

12款諸支出金、1項基金費、既定の予算1億2,717万円に9,379万円を追加し、2億2,096万円とするものでございます。財政調整基金積立金は決算剰余金の法定積立て、それに加えふるさと応援基金積立金の積立てでございます。

13款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算5億9,263万9,000円から1,374万円を減額し、5億7,889万9,000円とするものでございます。当初見込んでおりました新規採用の職員が採用することができなかつたため1名減となった分の減額、給与改定と決算見込みによる精算でございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページは戻りまして2ページ目、3ページ目を御覧ください。13款1項国庫支出金、既定の予算2億2,373万円に2万円を追加し、2億2,375万円とするものでございます。児童手当負担金過年度分の精算でございます。

2項国庫補助金9億2,046万円に61万9,000円を追加し、9億2,107万9,000円とするものでございます。内容につきましては、先ほど歳出で説明いたしました障害者支援システムの改修と地域活動支援センターの補助金でございます。地域活動支援センターの補助金につきましては、補助率2分の1となっております。

14款道支出金、1項道負担金1億3,836万6,000円に1万1,000円を追加し、1億3,837万7,000円とするものでございます。児童手当の過年度分の精算でございます。

3項委託費796万7,000円に12万円を追加し、808万7,000円とするものでございます。これにつきましても先ほど消耗品で追加いたしました交付金でございます。

16款寄附金、1項寄附金、既定の予算2億8,500万1,000円に1億4,500万を追加し、4億3,000万1,000円とするものでございます。ふるさと納税の増でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金3億600万円から3,269万1,000円を減額し、2億7,330万9,000円とするものでございます。財政調整基金繰入金の減額とふるさと応援基金繰入金の増、ふるさと応援基金繰入金につきましては給食センターの炊飯器更新に充当しております。

18款繰越金、1項繰越金、既定の予算1,000円に5,273万6,000円を追加し、5,273万7,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算6,681万5,000円から5万2,000円を減額し、6,676万3,000円とするものでございます。財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第49号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第50号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第50号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第50号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,216万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,836万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明書28ページ、29ページをお開きください。
1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に74万4,000円を増額し、予算額1億2,615万5,000円とするものでございます。こちらは、本年4月の人事異動によるものと令和3年3月から

のオンライン資格確認に伴うシステム改修に係る増額でございます。

2款1項基金積立金でございますが、229万9,000円を追加し、230万円とするもので、地方財政法第7条の規定により令和元年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移ります。ページ戻りまして26ページ、27ページをお開きください。3款繰入金、1項他会計繰入金でございますが、既定の予算に48万9,000円を増額し、予算額5,195万8,000円とするものでございます。こちらは、歳出で増額となりました人件費分の繰入金の増額でございます。

続いて、4款1項繰越金、既定の予算に444万円を増額し、444万1,000円とするもので、元年度決算剰余金の繰越しでございます。

続きまして、5款諸収入、4項雑入でございますが、698万1,000円を増額し、703万3,000円とするものでございます。令和元年度の広域連合分賦金の精算分として698万1,000円が還付されるための増額でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金25万3,000円の皆増でございます。歳出で説明いたしましたオンライン資格確認に係るシステム改修費等の国庫補助でございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第51号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第51号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第51号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万2,000円を追加し、総額を歳入歳出

それぞれ7,122万2,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明いたします。説明書42ページ、43ページになります。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に42万2,000円を追加し、予算額を967万1,000円とするもので、人件費に係るもの、さらに後期高齢システム改修費の計上になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定の予算に110万円を増額し、予算額を6,095万3,000円とするもので、当初予算計上の負担金における広域連合での推計に不足が生じ、追加請求となったものでございます。

続きまして、ページ戻りまして歳入のほうに移ります。説明資料40ページ、41ページになります。3款繰入金、1項一般会計繰入金で既定の予算に9万2,000円を増額し、3,342万7,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の増額により職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

4款1項繰越金、既定の予算に19万5,000円を増額し、19万6,000円とするもので、令和元年度の決算剰余金の繰越しでございます。

5款5項雑入は財源調整、6款国庫支出金、1項国庫補助金は6万6,000円の皆増、歳出でご説明いたしましたシステム改修に係る国庫補助でございます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。これから議案第51号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第52号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第52号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第52号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,298万8,000円とするものでございます。

補正の款、項、金額などに関しましては、第1表を次のページと15ページにお示ししております。

それでは、歳出から説明いたしますので、説明書52ページ、53ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としまして377万1,000円の減額でございます。補正内容につきましては人件費によるもので、会計間移動が主なものとなっております。

4款1項基金費、補正額としまして675万9,000円の増額でございます。決算剰余金がありましたので、積立金を増額しております。

5款1項予備費、補正額としまして200万円の増額でございます。先ほどの決算剰余金の残額をここで調整しております。

引き続きまして、歳入を説明します。50ページ、51ページをお開きください。2款1項使用料、補正額としましては1,400万円の減額でございます。新型コロナウイルス対応の超過料減免に伴う減収分でございます。

4款1項他会計繰入金、補正額としまして1,400万円の増額でございます。先ほどの使用料の補填をする一般会計からの繰入金でございます。

4款2項基金繰入金、補正額としまして377万1,000円の減額でございます。人件費の減少によるものをここで調整しております。

5款1項繰越金、補正額としまして875万9,000円の増額でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第53号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第53号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第53号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,651万4,000円とするものでございます。

補正の款、項、金額などに関しましては、第1表を次のページと19ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、説明書66、67ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としまして48万6,000円の減額でございます。補正内容につきましては人件費によるもので、会計間異動が主なものとなっております。

引き続きまして、歳入を説明します。前ページの64、65ページをお開きください。2款1項使用料、補正額としまして400万円の減額でございます。新型コロナウイルス対応の超過料減免に伴う減収分でございます。

5款1項一般会計繰入金、補正額としまして351万4,000円の増額でございます。先ほどの使用料の補填が400万円、それと残りに関しましては人件費による調整をここで行っております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第54号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第54号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第54号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改

正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案22ページ、23ページ目をお開きください。本件は、自治体クラウドによる新たな総合行政システムの導入により新システム内で特定の個人情報自動的に連携される機能が追加されることから、庁内連携と団体内他機関連携の2項目について規定を追加するものでございます。

第4条の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われておりますが、第9条第2項では番号法別表第2に列挙された事務について特定個人情報の利用をすることができることされており、番号法の別表に存在しない、または範囲を超える事務で特定個人情報を利用するものについては独自利用事務として条例で規定しなければならないとされているため、重度心身障害者及び独り親家庭等医療助成事務、子ども医療費助成事務の2つの事務について独自利用事務として条例で規定するもの、第5条の追加は番号法第19条で自機関以外、これは古平町になります、以外への特定個人情報の提供については、条例で規定することで利用することができることとされております。教育委員会については、同じ団体内でも他機関となっており、新たな総合行政システムで就学支援システムを導入するため特定個人情報を参照することとなることから、町長部局から教育委員会への特定個人情報の提供となり、条例で規定しなければならないこととされているため、学校保健安全法による医療費援助事務、古平町学齢児童生徒就学奨励条例による事務、古平町児童生徒就学援助費支給要綱による事務について特定個人情報の提供として条例を規定するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第54号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第55号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第55号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第55号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

説明資料で説明いたしますので、別冊で横置きのと令和2年第4回定例会説明資料9ページ目をお開きください。本件は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されることとなりました。この改正法の趣旨は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、各町村で条例を定めることによって選挙公営の対象を拡大できるようにするものでございます。本条例案は、改正公職選挙法の定める範囲において古平町議会議員及び古平町長選挙における選挙運動の公費負担の対象を定めるものでございます。

第2条から第5条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担の上限額を、第6条から第8条では選挙運動用ビラの作成の公費負担の上限額を、第9条から第11条では選挙運動用ポスター作成の公費負担の上限額をそれぞれ表の右欄のとおり規定するものでございます。上記の全てにおいて改正公職選挙法の供託物の没収を受けない限り公費負担となります。

施行期日は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用されます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 総務課長に伺いますけれども、先日この条例提案に関しまして資料が手元にありますので、それを見て今質問します。

それで、1つは、供託金の件なのですけれども、この供託金について従前からの町長選挙における供託金と、今回新たに町議選挙における供託金導入というふうになります。それで、伺いますけれども、町長選挙における供託金50万円の導入というのは、戦後いつから導入されたのか御存じですか。それがまず第1点。

それと、規定の票数に達しないと供託金と、それから公営となる車等の費用、これが全額供託金は没収、それから公営で実施される車等の運動費用というのが自己負担というふうになるのですけれども、これらの公的な公営でされる部分の財源というのはどのようにされるのか、まずお聞きしたいのです。

それと、3つ目なのですけれども、新たに導入される町議における供託金です。二十歳以上は自由の立候補できたのですけれども、二十歳となれば無職の場合もありますけれども、このお金を工面するというのは自由に立候補するための意思を阻害する要因になりますけれども、公的な貸付け制度だとかそういうのは用意されているのでしょうか。

3点について伺います。

○総務課長（松尾貴光君） まず、今回のこの条例でございしますが、公職選挙法で規定されているものの上限を町として設けるといふ趣旨の条例であるということをご理解していただきたいと思っております。供託金の設定につきましては、公職選挙法第93条において規定をされております。町長選挙の供託金がいつ導入されたかということについては、ちょっと私そこまで古い資料分かりま

せんので、今現在分かりませんが、あくまでも供託金制度を導入するというのは法律で定められたものでございます。法律を上回る条例というのは町村として制定することができませんので、その点についてご理解していただければと思います。

財源につきましては、これまでの選挙の費用と同じく町の丸々全額の負担となります。

あと、供託金の貸付けの制度ですとかを設けるのかということでございますが、そのような制度法定でございませんので、設けるつもりはございません。

○3番（真貝政昭君） 交付税計算の中にもこれは含まれないということなののでしょうか。丸々町負担という件についてなのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回まだこの公職選挙法改正されてきて交付税の単位費用篇というのが示されておりませんので、何とも言えないのですが、通常のこれまでの例でいきますと、こういった選挙の経費につきましては交付税の対象となっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の条例提案なのですが、選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、ポスターについては一部認めるところがあるのですが、公営の対象項目を増やすという点は評価しています。ただ、選挙運動用ビラについては解禁ということなのですが、枚数制限という点については疑問を感じています。それから、供託金なのですが、今回の改正は町議会議員選挙における供託金の導入ということなのですが、かつて町長選挙における供託金というのはなかったはずですが、かつての町長選挙における話題で、古平町に限らず全国的な事例として話題になったのは、僅か2票、3票の事例があっても町長選挙が行われて、現職の信任が妥当かどうかというのをはかるような立候補の在り方が話題になったことがありますけれども、この町長選挙における供託金についても私は反対の立場を持っているのです。さらに、町議会議員選挙における供託金導入というのは絶対反対です。地方議会選挙で昨今も話題になっておりますけれども、立候補者が少なくなっていると。二十歳以上は誰でも自由に立候補できるという町議会議員選挙において無職の人、例えば学生だとかまだ職を得ていない人たちが15万円というお金を用意できるかと。これでは自由に立候補できる条件を壁をつくるようなもので絶対認められないと。今回の法に基づく条例設定ということなのですが、私は今回の議案に反対する立場を表明したいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第56号

○議長(堀 清君) 日程第11、議案第56号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第56号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料11ページをお開きください。右側、改正前の第2条第4項の規定ですが、現状住民票ですとか所得証明など2人以上の世帯ごとに出すことができるものがあります。そのため1人1件とする規定を削除するものでございます。

その他、別表におきまして住民票の写しにつきましても1人1件当たりで出しているところを世帯票で出しますと個人の料金負担が少なくなるように改正するほか、マイナンバーカード関連及び現状に合わせた文言修正等の改正になります。

施行日については、令和3年1月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 質問する前に一言だけ、先ほどの条例提案で選挙権と被選挙権で私勘違いしておりまして、選挙権は二十歳、被選挙権は25歳ということで、発言そのものを訂正したいなと思います。しかし、25歳になっても収入が少ない人が増えていくという時代ですので、内容は変わることはありませんので、一言発言申し上げます。

それと、この改正条例なのですけれども、改めて確認しますけれども、従来の手数料と内容は変わらないというふうに理解してよろしいですか。

○町民課長(五十嵐満美君) 住民票自体の内容は変わりませんが、今までだと1人1枚の住民票で300円かかっていました。世帯分欲しいといいますが、2人ですと300円にもう一人分足さりますので、400円、4人ですとそのさらに2人足さりますので、600円という形になりました。でも、今世帯票として出せますので、1枚300円で済む計算になります。中身については、システムは変わ

りますが、記載内容については変わりはありません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第57号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第57号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第57号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、今年4月に施行されました令和2年度の税制改正において令和3年1月1日からの施行部分について改正を行うものでございます。

説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料一番最後のページになりますが、13ページをお開きください。第2条第1項において租税特別措置法及び地方税法の改正によって特例基準割合から延滞金特例基準割合への呼称変更、さらに延滞金計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合という名称で規定されたことによる改正となります。

第2項においては、法改正によりまして延滞税などの割合が引き下げられたため、本条に規定する延滞金の計算上、零%となることがないように0.1%未満の場合は0.1%とするという規定を設けるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決しま

す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第58号

○議長(堀 清君) 日程第13、議案第58号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第58号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

本件は、平成30年4月1日から3年間を期間としております古平町地域福祉センターの指定管理は、令和3年3月31日をもってその指定期間が満了することに伴い、令和3年4月1日以降の当該指定管理について平成18年度から実績のあります社会福祉法人古平社会福祉協議会に対し、古平町公の施設に係る指定管理の手続等に関する条例第2条ただし書きに基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとし、11月10日、公募によらず指定管理者の候補者として指名したところ、同月24日、当該法人より指定管理者の申請があり、同月30日に佐藤副町長を委員長とし、4名の委員で構成された指定管理者選定委員会において審議を行いました。

審査方法は、形式審査と評点審査とし、要件を満たしているかマル・バツ形式で審査してございます。審査においては、評点審査22項目全てにおいて要件を満たしているという判断でございまして。この報告を受けたことから、地方自治法244条の2第3項の規定により指定管理者を指定いたしました。同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

前回の指定期間3年間を今回1年間にした理由は、令和4年度からの地域福祉センターと高齢者生活支援ハウスの管理体制の在り方を検討することとしておりますので、指定の期間を1年間としたものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町地域福祉センター。

2、指定管理者となる団体、法人住所、古平郡古平町大字浜町711番地、法人名、社会福祉法人古平町社会福祉協議会、代表者職氏名、会長、加賀孝芳。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

以上で提案の理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第59号

○議長(堀 清君) 日程第14、議案第59号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第59号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

本件は、平成30年4月1日から3年間を指定期間として実施しております温泉保養センターの指定管理が来年の3月31日をもってその契約が満了することから、令和3年4月1日以降も引き続き地方自治法244条の2第3項の規定により指定管理者を指定したいので、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議決を求める事項につきましては、議案の39ページ中段の記以降に記載しておりますので、朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町温泉保養センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、札幌市中央区北6条西22丁目2番7号、(2)、法人名、株式会社東洋実業、(3)、代表者職氏名、代表取締役、横田正弘。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

次に、議案提案に至った経緯をご説明いたします。募集期間を令和2年10月26日から11月24日までとして30日間募集を行っております。その間11月13日に説明会を開催したところ、2社出席しておりましたが、最終的に応募してきたのは提案いたしました東洋実業1社のみです。選定委員会につきましては、11月30日に副町長を委員長とし、その他3名の委員で開催し、形式審査と評点審査を行いました。形式審査は、申請資格、申請書類を審査し、評点審査につきましては提出された書類に記載された内容が選定の基準に合致しているかどうか、今回は1社申請であったので、マル・バツ方式で審査いたしました。今回提案いたしました東洋実業につきましては、全ての審査項目で要件を満たしており、安心、安全な施設管理と利用者のニーズに合った事業運営が期待できること、さらにはこれまでも本施設の指定管理者であり、管理運営において問題なく業務を遂行してきた実績があるため、候補者と選定した次第であります。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第59号 古平町温泉保養センターの指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 令和元年陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第15、令和元年陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから令和元年陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。
よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第16 令和元年陳情第6号

○議長（堀 清君） 日程第16、令和元年陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和元年陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採決です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。

よって、本案は不採決とすることに決定しました。

◎日程第17 令和元年陳情第11号

○議長（堀 清君） 日程第17、令和元年陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和元年陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第18 令和元年陳情第12号

○議長（堀 清君） 日程第18、令和元年陳情第12号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和元年陳情第12号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第19 令和2年陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第19、令和2年陳情第2号 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第2号 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第20 令和2年陳情第3号

○議長(堀 清君) 日程第20、令和2年陳情第3号 「農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書」(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

産業建設常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議ないようですので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第3号 「農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書」(案)の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀 清君） 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第21 令和2年陳情第8号

○議長（堀 清君） 日程第21、令和2年陳情第8号 2021年地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第8号 2021年地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は採択することに決定しました。

◎日程第22 令和2年陳情第9号

○議長（堀 清君） 日程第22、令和2年陳情第9号 種苗法「改定」に関する意見書案採択についてを議題とします。

産業建設常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第9号 種苗法「改定」に関する意見書案採択についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第23 令和2年陳情第10号

○議長(堀 清君) 日程第23、令和2年陳情第10号 「北海道への核のごみ持ち込みに反対する意見書」(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○7番(岩間修身君) 先般4日の日に常任委員会やって、一部採択すべきものに決定となっております。それで、それから12月11日に寿都町のすぐ隣の黒松内、新聞に出ていました。あそこは一番先に持ち込まないと、そういうような条件でもって島牧村、蘭越町と3町村で頑張ってたのですが、それから12日の新聞に住民から広く意見を聞き、そして条例案を訂正したいというような文句でございました。それで、私たちも隣の町からも国からも何の説明もなく決定するのはちょっと時期尚早でないかと思っておりますので、反対いたします。

○議長(堀 清君) 次に、賛成の討論を許します。

○3番(真貝政昭君) 議長から発言があったようにこの陳情書については、総務文教常任委員会ですら正式に決定されております。その前段で総務文教常任委員会の意向で全員協議会が開かれて、今回の議会で議決するのを先延ばしの意見を出された方が1名いらっしゃいましたけれども、これに賛同する議員はいらっしゃいませんでした。その全員協議会を受けて開かれた7名が参加する総務文教常任委員会で正式に採択が決定されております。ただいまの討論された方は、その全員協議会においても何ら先延ばしの意見は持っておられませんでした。そういう経過からすると、今回のこの流れを変えようとする意見というのは、私には到底理解することはできないと。総務文教常任委員会の決定を覆すような、こういう行為は古平町議会であってはならないというふうに思います。

したがって、今議会でこの陳情を採択するという総務文教常任委員長の報告を支持するものであります。

○議長（堀 清君） ほかに反対討論ございませんか。

○4番（寶福勝哉君） 一応他町村見てみましてもこのような状況下の中で当町がこの意見書の陳情を採択となると、当然マスコミも報道することになると思います。そうなった場合、古平議会とか古平役場とかという書かれ方ではなく、古平町という書かれ方になりまして、当然その矢面に立つのが古平町民であり、現状では町民にメリットのない意見書だと感じますので、この意見書の陳情については不採択にすべきだと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 0時03分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は一部採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり一部採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は一部採択することに決定しました。

昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第24 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第24、一般質問を行います。

一般質問は、工藤議員、梅野議員、寶福議員、真貝議員の4名でございます。

順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） まず、町長選挙についてということで町長に伺います。

来春に予定されている町長選挙に立候補する考えがあるのでしょうか。立候補するとしたら継続事業やその他の課題がたくさんあると思うが、立候補に向けて何か新規の事業を考えているのでしょうか。町長は、今後古平町をどんな町にしたいと思っているのかお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問にお答えします。

行政ではなく政治的なことなものですから、来春の町長選挙立候補どうするのかということなのですが、現段階では白紙状態でございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今白紙とおっしゃったのですか。だけれども、目の前にもう選挙が近づいていて、今の時期、白紙と言われれば何か拍子抜けしたような気がするのです。何かうわさによれば選挙に立候補するような人もいるとかという話も聞いていますし、やはり立候補するなら立候補するできちっと住民に早めに知らせたほうが私はそのほうがいいのではないかと思うのですけれども、再度お願いします。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

今現在でどうするかまだ白紙の状態でございますので、そう答えたのですが、立候補する人がいるというの聞いておりませんし、そういうことがあるのであれば、なおさら白紙状態だと思います。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） その話はもういいです。白紙であればどうしようもない。話にならない。

次に、古平川の河口の土砂ということで、私今回12月の2日にこの質問書を出しているのです。それで、そのときからずっと古平川見ていて、そしてここに書いてあるとおり、河口の土砂撤去については町長に前にも一度要望したことあります。だけれども、改善されておられません。先日川を見てまいりましたが、河口の沢江側から浜町側のテトラまで土砂が高く盛り上がっていて、河口が完全に塞がっていたのです。そして、水は浜町側のほうへ流れていたと。今までそういうことあまり見たことなかったもので、私もびっくりしたのです。だから、そういうのを町長や、例えば担当の職員がいると思うのですけれども、実際に見て歩いたりしたことあるのでしょうか。大雨や上流からの増水で洪水が起きる可能性があると思うのですけれども、町長の考えを。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の2問目の質問、古平川の土砂の撤去のことについてでございますが、確かに土砂の撤去については私にこの議会の場で要望を受けたものでございますが、古平川自体2級河川なものですから、町で土砂撤去とかできませんので、北海道のほうに要望しております。北海道では、土砂の運搬工事、30年度の冬に行っておりますし、元年度の冬も行っています。2年度の春の計3回実施しているところでございます。ただし、水がつくと元に戻るものですから、予算の関係で一度に全ての土砂を取り除くことできないということもございまして、都度都度やっていると聞いております。

また、現場見たことあるのかということですが、私も役場の職員も現地は確認しておりますし、道の職員も来て確認はしております。

それから、洪水が起きる可能性、雨が予想を超えると洪水が起きる可能性があるとは思いますが。そのために避難訓練等を行って、被害ないようにしているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今朝ちょっと見に行きましたら、実際に今掘削しておりました。そして、これからのことでしょうかけれども、掘削した後はほとんどまだ平らな状態で、川と水と砂が一緒になっているくらいの状態で、沖のほうをちょっと掘っていました。

それから、例えば河川だとかそういうのに今度担当職員いると思うのですけれども、この担当職員というのは建設課の人なのでしょうか、それとも何か違う人なのか。そして、実際にそういうものに例えば幾らかでも精通している人なのか。そういうところをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○町長（貞村英之君） ただいま土砂の撤去をやっていると聞いていますが、これまで古平川、道の事業ですけれども、流下阻害解消事業として24年からまだ10年ぐらいかけてやることになっております。掘削工として4,800メートルやる予定でございますが、今3,200メートル終わっております。残ありますので、これからも続けてくれると思います。

なお、町の担当は、2級河川は道の担当ですので、ありませんが、状況をつなぐとすると建設課の職員、ただここまでの河川改修の技術が備えているかということ、町にはここまで大きい川ありませんので、それはもっと勉強しないと備え付かないなという感じは持っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 川ばかりでなく、例えば今年いろんな解体作業とかそういうのをやっているのを見たり、聞いたりしていたら、全然担当職員が見に来ないというような事態もあったようです。ですから、その道、その道の人にやはりある程度任せられるようにしたほうがいいのではないかと思います。前に質問した草刈りの問題でもはっきり業者に物が言えるような人がある程度当てなかったら、結局おかしなことが始まってしまうのではないかと思います。せっかく建設水道課なり、産業課なりという、そういうふうに詳しいような人方がいる場所もあるので、そういう人方もまた有効に使うようにということはどうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再々質問にお答えいたしますが、技術職は今いる人方を育てていくしかありません。ここ4年間技術職ずっと採用の予定で募集していますが、一人も来ません。そういうこともありまして、今いる人をしっかり育てていくしかないのかなと思っております。なお、採用は永遠に続けていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） まず、インフルエンザワクチンについてお伺いいたします。

今年の10月、11月のインフルエンザワクチンの接種数、そして町が助成している実績において昨年を上回っております。例年12月、1月は10月、11月に比べて数は減ってきてはいますが、今年はコロナの影響もあり、例年どおりとはいえないと思っております。ワクチンの不足がないように備蓄されているのかどうか状況を伺います。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の一般質問にお答えします。

ワクチンの備蓄、インフルエンザワクチン備蓄できませんので、備蓄は持っていません。

それから、インフルエンザ予防接種につきましては、国で早めの接種呼びかけたこともあって、10月は例年の3.8倍、365人が接種しております。当然全国的にこういうことがありましたので、不足しておりますので、1月以降の予約はほぼ前年同数の件数となる見込みですが、新規の受付は今行っておりません。全国的な不足でございますので、ご了承願いたいと思います。

○5番（梅野史朗君） ということは、12月、そして来年になってからについてはできないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○町長（貞村英之君） 入ってくればできます。

○5番（梅野史朗君） それでは、入ってくるように力を尽くしていただきたいと思います。

次に行きます。11月20日未明の大雨により町内数か所で浸水被害が起きました。港町方面におきましては、国道が冠水いたしております。この原因については、排水溝の目詰まりです。詰まったのは流れてきた泥ではなくて、枯れ葉などがたまっていたものです。このようなことがないように定期的な排水溝のごみの除去、これを国道管理者にお願いすることはできませんか。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の2問目の質問、水害対策、国道の排水溝のごみの清掃、定期的に行えということなのですが、国道の維持管理は余市の業者が請け負っておりますが、その仕様の中で定期的にごみ清掃することになっておりますので、定期的には行っています。ただ、あれだけの大雨が降れば、定期的というよりも一気に葉とかが詰まってくるのは当然だと思いますので、定期的にやるようにということは、やっているものに対して言うことはできないと思いますが、そういう災害のときはお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 今定期的にはやっていたいているということでしたので、雨が多くなる時期、あるいは枯れ葉が出てくる時期については、特に強くお願いしたいというふうに思っております。実際のところ枯れ葉を取り除いた瞬間からすぐ水が引いたという状況を見ておりますので、その気持ちを強くしておりますので、そのところについては、もう一度お願いいたしますが、強く言っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員。

○4番（寶福勝哉君） 先ほどの工藤議員の質問と多少かぶるところあると思うのですが、町長の政治姿勢について質問させていただきます。

令和2年もあと僅か、既に12月となりました。令和3年春には町長選挙ですが、意思表示のタイムリミットに来ていると思われそうですが、町長はどうお考えでしょうか。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問にお答えします。

先ほどのちょっと出るのか、出ないかとニュアンス違うのですが、出るか、出ないかは現在白紙状態というのは先ほど言ったとおりです。ただ、もうタイムリミットでしようということ、どうするのですかという、いつまで延ばすのですかということだと思っておりますが、皆様よくご承知のこと

と思いますが、私が来るときは皆さんの住民の代表という4人の方々がわざわざ札幌まで来ていた
だいて、私たちがお守りするので、何ら心配しないで来てほしいと胸を張って出馬要請されるので、
そういうこともありまして道職員を1年早く退職して、町長という職に就いたところであります。
確かに寶福さん言われるとおり、タイムリミットであることは重々承知しております。しかし、私
今言ったように落下傘で立候補者ですから、肝腎の後援会から、特に政治団体として道選管に名前
届けている後援会長から、それに幹事長からすら何一つお話もない状態であります。政治団体の役
職の変更もできない状況でございます。ただいま申し上げたとおり、私はここ古平に縁もゆかりも
ない人間でありまして、支援している人が音沙汰のない状況で一人が出るぞ、出るぞなんて言える
人間でないことは皆さん重々承知だと思います。

また、私ここに来たのは道から半ば命令みたくして来たこともありますので、道にもこの状況を
説明していかなくてはなりませんので、町内の状況、先ほど立候補する人いると言いましたが、私
初耳なものですから、周辺の状況を把握していない状況で道にも報告できない状況でいます。この
ような状況でございますので、4年前の経緯を考えると非常に失礼なことをするなど、いや、され
ているなどと思いますが、今表明できない理由をご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 次に、最後になりますけれども、真貝議員。

○3番（真貝政昭君） 4件について伺います。

まず、1件目の防災についてです。質問通告書に一部記載違いがありますので、町長の行政報告
どおりに申し上げます。11月18日から19日にかけての大雨洪水警報について行政報告で8項目にわ
たって報告されています。それで、テレビでも警報等についての注意喚起がされていましたがけれど
も、町民広く浸水被害を受けた以外の町民の方からもなぜ防災無線を活用できなかったのか、こう
いうときこそ必要なものとして防災無線が設置されたのではないかと。浸水被害には至りません
でしたけれども、泉沢樋門の近くの方のお話ですと、朝起きて玄関戸の下のほうに白く何か見えたの
で、雪が降ったのだなと思ったと。開けてみたら土のうが置かれていたと。こういう町の対応につ
いて、特に防災無線について注意喚起、あるいは自主的に避難された方も1名、2名といらっしや
るようなのですけれども、古平川についていえば洪水の危険があったにもかかわらず、広くそれを
町民に知らせる手段を取らなかったと。何か問題があったのだろうかというふうに思いまして、質
問した次第です。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の災害、大雨洪水警報時の問題起きたのかどうかという質問で
ございますが、住民の方から町の対応に非難があるということでございますが、あれだけ夜中警報出
て、町職員全員出動して、寝ないでやったことに対してそこまで言われるのはいかがなものかと思
いますが、当時の雨量の状況から樋門にポンプを置いてポンプアップしておりました。警報発令は
22時59分、深夜です。その時点でポンプアップ始めた時点で既に河川の水量落ちてきておりました
ので、上流にたまったものがどこまであふれるのかなということだけに気を取られておりましたが、
別に問題が起きたということではございません。町民の皆さんに22時55分に防災無線で流して、皆
さんに混乱が生じないように放送しなかったということでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 言い忘れましたけれども、どれくらいの方たちが寝ないで動かされていたかというのは、まるっきり当日は分からなかったです。異常事態が起きているということも結局防災無線で何も知らされない中では、眠っている方もいらっしゃいますから、分からないような状態でした。今発言がありましたけれども、多くの職員の方が寝ないで、消防署員も団員も寝ないで対応されたという説明がありましたので、本当にご苦労さまでしたと思う次第です。

それとは別に住民の命を守るためには、自主的に避難する行動に出る機会をやはり今回は逃したというふうになるのです。事前に何らかの警報等、注意報等あるとしたら、防災無線で事前に何が起きるかもしれない、事前にテレビ報道などを見ておいてくださいとか、そういう注意喚起があつてしかるべきではないかというふうに皆さんおっしゃっているのです。そういう使い方ができなかったのかなというふうに思います。

今回は被害状況等について経過報告も含めて出ていますけれども、先ほど古平川河口の異常な砂利の堆積、豪雨後の様子を見ると川が海に向かわないで港のほうに向かっている川の流れが出来上がっていると。だから、かなりの異常な降り方でなかったかというふうに思っています。それと、付け加えますけれども、本陣のほうの川も今まで動いたことのない大岩が流されたと、そういう目撃談もありまして、やっぱり短時間で異常な降り方をしたのだなというふうに思っています。これが長く続きますと、やはり命に関わることですから、事前に大雨が予想される時は広く住民に知らせるべきでなかったかと思う次第です。この経過報告については、さらに住民等の意見も私聞きまして、適切なことが助言できるのであれば機会を改めて活動していきたいなと思っている次第です。

次に、2つ目の学校の新型コロナウイルス対策について伺います。立場は違いますが、インフルエンザと同じウイルス系統ですので、この蔓延を、感染を防ぐ立場から特に学校について注目して伺います。昨年12月と、それから今年に入ってから2月と2回古平小学校で休校の措置が取られています。父母等関係者のお話を聞きますと、あつという間に感染が広がったというお話でした。小学校については、オープン教室ということで今までのような、従来のような学級ごとに個室化された学校と違ひまして、オープンということで蔓延しやすいと、そういう弱点を持っております。それと、常々父母等からお話がありますけれども、本当に暖かくて、だけれども乾燥しやすいと、そういう学校になっております。小学校については、オープン教室というのをいかにこういうウイルスの感染を防ぐ手だてを取れるかと。限界が今の学校ではあろうかと思っておりますけれども、何か考えておられるのか。

それと、小中を含めてウイルスの感染拡大を防ぐ重要な要素として湿度の確保というのがあります。この湿度管理をどのように考えていらっしゃるのか。対策を考えていらっしゃるのか、それを伺います。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策と併せてインフルエンザの予防というご質問だと思いますが、インフルエンザの予防につきましては、ご承知のとおり、飛沫感染と接触感染を避けるということが重要だ

と言われております。小中学校では、文部科学省が示します学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づきまして、登校時に健康観察シートで子供たちの体温等を確認するとともに、飛沫感染を防ぐためのマスクの着用、接触感染を防ぐための手洗いの徹底、それから多くの子供たちが触れる場所の消毒、定期的な換気、それから机の間隔を空けるなどの対策に努めております。また、教職員も同様な予防を行っておりますし、今月からは加湿器の配置をいただきまして、乾燥防止も努めているところでございます。これらのことは、インフルエンザの予防にもつながると考えているところでございます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 今年小学校に伺いまして、ちょうど夏場の暑い時期前後だったのですけれども、体育授業で熱中症対策として体育館の温度管理を徹底されているように、デジタルで分かるような温度管理をしているようでした。先ほど申しましたようにウイルスの蔓延を防ぐために重要な点として、教育長からもお話があったように湿度管理が大事な要素になっております。各教室だとか保健室だとか、どのようにそういうのが設置されているか分かりませんが、やはりこの冬期間を通しまして湿度がどのように管理されていたか、どの程度の湿度だったかという経験値を持つべきだというふうには私は思うのです。そういう点については、どのように対処されていくおつもりなのですか。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員の再質問にお答えいたします。

インフルエンザを含めたそういった冬場の感染症の対策についてということだと思いますが、今お話ありましたように今回の新型ウイルス対策は、学校としても委員会としても初めての取組でありますので、文科省が示していますマニュアルなどに基づいて対応を徹底しているところですが、この湿度管理についても今年、今月から加湿器の配置もしておりますので、学校内での状況も把握しながら、どういった形がいいのか学校のほうとも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 次に、3件目の就学援助基準の引上げについて伺います。

漁業をはじめ、この新型コロナの問題で大変業界も苦勞されています。漁業者についても生産量を調整するだとか、四苦八苦しているような状況が続いております。働いている方たちも、特に子育てをしている世帯は、子供が休校だとかいろんな問題で対応をそれぞれ迫られている状況にありますけれども、古平の就学援助基準は生保基準の1.2倍という道内の自治体の中では少数派のほうに属する基準でやっておりますけれども、それでも全児童数のかなりの割合で就学援助を受けているような状況にあります。ほかの町村みたいに1.3倍とか1.4倍にしますと、もっともっと対象者が増えるという今の状態です。本当に困っているそういう世帯に対して、こういうときこそ援助基準を引き上げて、そして子育てをしている家庭に対する経済的支援を強めるべきだというふうに考えるのですけれども、そういうふうに考えるおつもりはないでしょうか。

○教育長（石川忠博君） 就学援助基準の引上げについてのご質問にお答えいたします。

就学援助費の認定基準は、各市町村がそれぞれに定めておまして、当町におきましては、真貝議員のご指摘のとおり、生活保護基準の1.2倍を基準としているところでございます。認定基準につ

きましては、生活保護基準の見直しなどに併せて考えていきたいと考えております。

○3番（真貝政昭君） ぜひ就学援助基準がどうのこうのと言っているような状態ではないような出生数になっておりますので、こういう今の古平町の苦境、先行きが全く明るい展望が見えないような状況のときに思い切って基準の引上げを考えるべきだと思っています。善処をお願いしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、福祉施設にエアコンをという件です。異常気象がこれから続いていくというふうに言われています。平成22年の大雨洪水のときも50年に1回の割合の災害というふうに言われたのですけれども、いまや50年ということは常識から外れる時代に入ってきています。それで、古平町は子供でいえば幼児センター、それから高齢者でいえば元気プラザ、ほほえみくらすと、サ高住、高齢者住宅を抱えていまして、今回の新型コロナでもあまり人と接触するなというようなもので、家に閉じ籠もる、部屋に閉じ籠もるといふ、そういう傾向が強いられています。夏場であれば本当に高齢者にとって、また就寝を伴う幼児センターの教室というのは、やはり快適な室内環境を確保すべきだといふふうに考えております。そういう点で、これからはエアコンがどうしても必要な時代に入っていると、それを痛感する次第です。万全を期すためにもそういう設備の設置を望むところなのですが、どのようにお考えですか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の4問目の質問、エアコンをということですが、福祉施設にということですが、真貝議員に言われるまでもなく、既に幼児センター、高齢者施設、教育施設等の公共施設で冷房を含めた空調設備について調査検討中でございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 調査検討しているということなのですが、まだ決定というふうにはなっていませんので、ぜひとも実現をお願いして、質問を終わります。

○議長（堀 清君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第25 意見案第5号

○議長（堀 清君） 日程第25、意見案第5号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書を議題とします。

お諮りします。意見案第5号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第26 意見案第6号

○議長（堀 清君） 日程第26、意見案第6号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書を議題とします。

お諮りします。意見案第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時39分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

ただいま意見案第7号、第8号及び各委員会閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号、8号及び各委員会閉会中の継続調査申出書を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 意見案第7号

○議長(堀 清君) それでは、追加日程第1、意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第8号

○議長(堀 清君) 追加日程第2、意見案第8号 北海道への核のごみ持ち込みに反対する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○7番(岩間修身君) 先ほども言ったとおり、もう少し継続審議にさせていただきたいと思います。

○議長(堀 清君) それでは、原案に賛成の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第8号 北海道への核のごみ持ち込みに反対する意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

◎追加日程第3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第3、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第4、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第5、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第7、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時50分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員